7　第八条第四項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第十条中「育児休業申出をし、又は」を「育児休業申出等（育児休業申出及び出生時育児休業申出をいう。以下同じ。）をし、若しくは」に改め、「こと」の下に「又は第九条の五第二項の規定による申出若しくは同条第四項の同意をしなかったことその他の同条第二項から第五項までの規定に関する事由であって厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第十四条第一項及び第三項中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改める。

第十五条第三項第二号中「育児休業期間」の下に「、出生時育児休業期間」を加え、同条第四項中「第八条第三項後段」を「第八条第四項後段」に改める。

第十六条を次のように改める。

（不利益取扱いの禁止）

第十六条　事業主は、労働者が介護休業申出をし、又は介護休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第十六条の四及び第十六条の七中「第十条」を「第十六条」に改める。

第十六条の八第四項第三号、第十七条第四項第三号及び第十九条第四項第三号中「育児休業期間」の下に「、出生時育児休業期間」を加える。

第二十一条第一項、第二十一条の二第二項及び第二十二条中「育児休業申出」を「育児休業申出等」に改める。

第五十六条の二中「第六条第一項（」の下に「第九条の三第二項、」を、「第十六条の六第二項において準用する場合を含む。）」の下に「、第九条の三第一項」を加え、「（第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）」を削り、「第十二条第一項」の下に「、第十六条（第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十七条中「第三項第二号」を「第三項」に改め、「第六条第一項第二号（」の下に「第九条の三第二項、」を、「第七条第二項及び第三項（」の下に「第九条の四及び」を加え、「第八条第二項及び第四項（第九条の四及び」に改め、「第九条第二項第一号」の下に「、第九条の三第三項及び第四項第一号、第九条の五第二項、第四項、第五項及び第六項第一号、第十条」を加える。

第六十条第二項中「第五条第二項、第三項第二号、第四項第二号」を「第五条第二項から第四項まで」に改め、「第六条第一項第二号（」の下に「第九条の三第二項、」を、「第七条（」の下に「第九条の四及び」を加え、「第八条第二項及び第三項（」を「第八条第三項及び第四項（第九条の四及び」に、「第九条の二第一項、」を「第九条の二第三項、第九条の三第三項及び第四項第一号、第九条の五第二項、第四項、第五項、第六項第一号及び第七項、第九条の六第一項、第十条」に、「第五条第二項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により休業した」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第二項の規定により作業に従事しなかった」と、第九条第二項第三号、第十五条第三項第二号及び第十九条第四項第三号中「労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項若しくは第二項の規定により休業する」と、第九条の六第一項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」を「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定により作業に従事しなかった」と」を「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定により作業に従事しなかった」と、第十五条第三項第二号及び第十九条第四項第三号中「労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と」に改める。

第三条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（育児休業の取得の状況の公表）

第二十二条の二　常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

第二十九条中「、第二十二条」を「から第二十二条の二まで」に改める。

第五十六条の二中「第二十二条第一項」の下に「、第二十二条の二」を加える。

第五十七条及び第六十条第二項中「第二十二条第一項第三号」の下に「、第二十二条の二」を加える。

（雇用保険法の一部改正）

第四条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の七第一項中「この項及び第六項」を「この章」に改め、同条第二項中「第六項」を「第七項」に、「次項、第五項」を「第四項、第六項」に改め、同条第七項中「第六十一条の七第七項」を「第六十一条の七第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をした被保険者であつて、前項に規定するみなし被保険者期間が十二箇月に満たないものについての前二項の規定の適用については、第一項中「、当該休業を開始した日」とあるのは「、特例基準日（当該子について労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を開始した日（厚生労働省令で定める理由により当該日によることが適当でないと認められる場合においては、当該理由に応じて厚生労働省令で定める日）をいう。）」と、「（当該休業を開始した日」とあるのは「（当該特例基準日」と、前項中「休業を開始した日」とあるのは「特例基準日」とする。

第七十二条第一項中「第六十一条の七第一項」の下に「（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「災害又は」を「災害」に改め、「困難な者」の下に「又は第六十一条の七第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の日」を加える。

第五条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条の八」を「第六十一条の九」に改める。

第三十七条の六第一項中「及び第六十一条の七第一項」を「、第六十一条の七第一項及び第六十一条の八第一項」に、「した場合」を「をした場合」に、「全て」を「を全て」に改める。

第六十一条第二項及び第六十一条の二第二項中「育児休業給付金」の下に「若しくは出生時育児休業給付金」を加える。

第六十一条の六第一項中「育児休業給付金」の下に「及び出生時育児休業給付金」を加える。

第六十一条の七第一項中「この条」の下に「及び次条」を、「の休業」の下に「（以下この章において「育児休業」という。）」を加え、「、当該休業」を「、当該育児休業（当該子について二回以上の育児休業をした場合にあつては、初回の育児休業とする。以下この項及び第三項において同じ。）」に、「（当該休業」を「（当該育児休業」に改め、同条第八項中「第六十一条の七第八項」を「第六十一条の七第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、同条第六項中「第一項に規定する休業」を「育児休業」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「係る休業を」を「係る育児休業（同一の子について二回以上の育児休業をした場合にあつては、初回の育児休業とする。）を」に、「（当該休業」を「（当該育児休業（同一の子について二回以上の育児休業をした場合にあつては、初回の育児休業とする。）」に、「当たる日から当該休業」を「当たる日から育児休業」に改め、同項第二号中「当該休業を終了した日の」を「育児休業を終了した日の」に、「おける当該休業」を「おける当該育児休業」に、「から当該休業」を「から当該育児休業」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項に規定する休業」を「育児休業」に、「当該休業」を「当該育児休業」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第